

日本現存支那鐘銘集成稿（上）

石 田 肇
（社会科学教育講座）

序

日本に現在する支那鐘ははたしていくつあるのだろうか。喚鐘や愛玩用のもの、あるいは道教関係のものを含めて、現在の段階で筆者が把握しているのは計三六口にのぼり、他に佚亡三口、戦時供出一口、現在不明三口、龍頭のみ存一口がある。日本現存の朝鮮鐘が四七口（含残欠等）であることからすると、この三六口という数は多いような印象を受けるが、おそらく喚鐘の類の小さなもので未だ報告されていないものもあると推測されるし、また骨董屋で見かけたという例もある。筆者は既に二八口（内現在不明一口、戦時供出一口）の一覧表を報告したが、その後、教示を得たものもあり、三六口になったのである。小稿ではこれら現存のもの、そして佚亡あるいは行向不明のものを含めて、鐘銘を中心に報告してゆくことにしたい。本来はもう少し時間をかけ、より多くの現存鐘、文献に見える佚亡鐘を知ったうえ

で報告すべきであるが、現段階での一応の報告をしておくことも意義あることと考える次第であり、小稿をきっかけとして未報告の支那鐘の存在を知ることができれば幸いである。小稿を「日本現存支那鐘銘集成稿」とした所以である。尚、筆者は平成元年度科学研究費一般研究（C）によつて多くの支那鐘を調査する機会を得た。小稿はこの科学研究費による研究成果の一部でもある。

日本にいつ頃から支那鐘が舶載されたのか、ということに関しては全く未解明である。智証大師円珍（八一四〜九一）が長安から将来したという伝承をもつ園城寺鐘は実は朝鮮鐘であるが、室町時代の作とされる『寺門伝記補録』（大日本仏教全書二二七）は、この鐘は円珍が将来したとしていふことからすると、既に室町時代には支那鐘に関する認識があつたのかもしれない。一方、『新編相模国風土記稿』巻八九、鎌倉郡二一、山ノ内荘、寿福寺、鐘楼には、

開山栄西ノ時、宋朝ヨリ渡セル名鐘ニテ、イホナシ鐘ト称セリ。天正十八年ノ小田原陣ニ、奪テ鉄炮ノ玉ニ鑄タリト云フ。今ハ慶安四年、新鑄ノ鐘ニテ、

建長寺ノ仁叟碩寛ノ銘アルヲ掛ク。

とあり、⁽⁶⁾「宋朝ヨリ渡セル」「イホナシ鐘」と記していることからすれば、これは支那鐘と考えてさしつかえあるまい。当時の日宋貿易、あるいは入宋僧によつて支那鐘が舶載された一例である。筆者はこのような文献にあらわれた例を他に知らないが、舶載された例は他にもあつたと推測しえよう。⁽⁷⁾ また入宋三回の経験をもつ重源(一一二一—一二〇六)が笠置寺鐘(京都府相楽郡笠置町 建久七年紀銘)をはじめとする支那鐘の影響を受けたいくつかの梵鐘を鑄造しており、支那鐘の形式が既に日本に紹介されていたといえる。下つて江戸時代になると、黄檗宗の寺院で模支那鐘が鑄造されていた例もあり、⁽⁸⁾また支那鐘の影響を受けた作例も知られる。⁽⁹⁾ 右のような具合で、日本に支那鐘が舶載された例、あるいは支那鐘への関心が示された例が確認されるものは、金石字の一分野として支那鐘に関心が払われるようになってのは大正期以後といえよう。以下、簡単に支那鐘についての研究史をふりかえつておくことにする。

日本現存の支那鐘の報告例としては山川栄一「美濃国に現存する金石銘」(『考古学雑誌』二ノ十二、大正元年)が初期のものであり、この報告では宗休寺鐘(関市日吉町 嘉靖十九年紀銘 一五四〇年)と熊野神社鐘(岐阜県不破郡池田町宮地 万曆十四年紀銘 一五八六年)の二口が報告されており、同報告中で宗休寺鐘について「支那北京寺の鐘にして北清役の際に持来れるものにして云々」とある。⁽¹¹⁾ 次いで大正十年、木崎愛吉「大日本金石史」第三巻は前掲二鐘とともに北山別

院鐘(京都市左京区一乗寺薬師堂町 嘉靖二三年紀銘 一五四四)と宇佐八幡宮鐘(宇佐市南宇佐 万曆三十七年紀銘 一六〇九 戦時供出のため佚亡)の二鐘、計四鐘をあげ、同書一七五頁でこれらは「明治二十七八年役の戦利品である」とする。同じく木崎愛吉は大正十一年の『大阪金石史』では太平寺鐘(大阪市天王寺区夕陽ヶ丘 天啓四年紀銘 一六二四)、某所⁽¹²⁾(順治十年紀銘 一六五三 現在不明)、蔵鷲庵鐘(大阪市天王寺区上ノ宮町 万曆三十六年紀銘 一六〇八)の三鐘をあげている。かくして木崎によれば七口の存在が知られたことになる。昭和八年に書かれたと推測される中川行秀「日本に於ける外国鐘」(早稲田大学図書館蔵 稿本)は支那鐘として宗休寺鐘・北山別院鐘・熊野神社鐘・蔵鷲庵鐘・宇佐八幡宮鐘の五口をあげているにすぎないことからすると、当時一般に知られていた支那鐘は以上に言及されたもの程度であつたといえよう。一方、滝精一は「六朝時代の梵鐘」(『考古学雑誌』三ノ一 昭和十六年)において、現在奈良国立博物館蔵の陳大建七年(五七五)紀銘鐘をとりあげ、支那鐘を本格的に論じたのであつた。

この間、中華民国仏教普濟日災会から寄贈されたもの、⁽¹⁴⁾ 日中戦争時、日本にもたらされたもの、そして新たに存在が知られたもの等があり、昭和五四年の久保仁平編「本邦現存の在銘支那鐘一覽」(『史迹と美術』四九七)では二一口を列挙している。この一覽は坪井良平「支那鐘資料片鱗」を参照したものであるが、真新利雄「日本にある支那鐘一覽表」(私家版 昭和五六年 以後増補)はこれら現存鐘を实地に調査し

て詳細な実測図を示しており、技術史的にもすぐれた内容となっている。⁽¹⁵⁾ 一方、坪井良平「支那梵鐘年表稿」（同『歴史考古学の研究』所収 昭和五九年）は日本現存支那鐘とともに中国の地方志、金石関係著録そして関野貞ら日本人の報告などの文献を博捜して、文献に見られる支那鐘計五六八口を出典を付してあげており、まことに労作である。現在の中国では梵鐘研究が未開拓な状況であるゆえ、この「年表稿」は多くの情報を伝えているといえよう。また坪井良平「支那鐘随想」（『歴史考古学』十四 昭和五九年、同『歴史考古学の研究』所収）ははじめて支那鐘を総合的に論じ、かつ分類しようとしたものであり、今後はこの論文をいかに乗り越えるかが支那鐘研究の課題のひとつといえよう。

以上、簡単に研究史をふりかえってみたが、次に支那鐘研究の課題について箇条書きにいくつかを記しておくことにする。

一 日中両国にあつて支那鐘の研究は未開拓に近い状況であり、朝鮮鐘の研究蓄積に比較するとまことに寥々たるものである。支那鐘の形態は変化に富んでおり工藝史の対象となるが、鐘の各部位の名称にしても固定した用語があるわけではない。小稿では和鐘のそれをふまえた説明の仕方をしている。用語の統一が望まれるが、それ以前に支那鐘自体の報告例が増え、それらをふまえたうえで用語が統一されることになるであろう。また前掲坪井論文で示された分類もより多くの報告をふまえたうえで新たな分類が要請されることになるであろう。

一方、東南アジアに見られる支那鐘風の梵鐘も研究対象となる。

二 前掲坪井年表によってかなりの数の支那鐘の存在が示されたが、これらのうちの多くは文献上に見えるもので、佚亡したものが多くと推測される。より多くの文献の博捜が要請されるとともに、現存している支那鐘の調査・報告が望まれる。とはいえその数は膨大なも



〔図1〕 大鐘寺

のである。因みに北京の大鐘寺（北京市大鐘寺文物保管所）には北京の梵鐘の多くが保管されており（図1）、昭和六十年五月一日現在、筆者が数えた数は計四四口（含洋鐘・道鐘）であり、内、銘文の最古のものは熙寧十年（一〇七七）のものであった。

三 和鐘と支那鐘では鑄造方法において異なる点がいくつかある。たとえば支那鐘の龍頭はあらかじめ蠟型で造られ、鑄造時に本体にインサート鑄造されている例が多い印象を受ける。また真新利雄氏の教示によれば、龍頭には鉄筋が入っている例が多く、これによって鐘の本体を支えている。鉄筋の下部は笠型にインサートされるため、笠型の内側にはダボが生じることになる。⁽¹⁶⁾このように鑄造技術の面からも検討する必要があり、音響学の面とともに技術面の検討が必要である。技術史の対象としても課題となりえよう。

四 梵鐘それぞれには発願・鑄造にいたる様々な因縁なり由来がある。史料的にそれらを追求できる梵鐘は限られたものであろうけれど、鑄造発願者の存在を思う時、各鐘についての具体的な追求が必要であり、⁽¹⁷⁾その手がかりは銘文にある。それゆえ鐘銘を釈文する必要がある。鐘銘は歴史史料として意味をもつとともに、文字資料、書道史の資料としても意味をもつ。一方、鐘銘の内容は宗教史、思想史の分析対象となり、また文字の陰刻・陽鑄の方法は彫金技術としての分析対象となりうる。小稿で鐘銘を示す所以である。

五 日本側での課題ではあるが、日中交渉と関連して支那鐘舶載の経緯について調査する必要がある。支那鐘舶載の経緯にはその時代の

日中関係が反映されているからである。尚、和鐘が中国にもたらされた例もある。⁽¹⁸⁾

次に小稿での記述の凡例を記すことにする。小稿ではいわゆる支那鐘をその用途（仏専用・愛玩用など）、大きさ（大鐘・殿鐘・喚鐘など）にかかわらず、網羅的に紀年の順に従ってとりあげることとし、それゆえ紀年不明・無銘のものは最後に掲載する。支那鐘の定義で問題となるのは道教関係の鐘であろう。梵鐘といえはおのずから仏教の鐘に限定されることになるが、一方で道観で用いられた道鐘もあり、形態上は仏教のそれと同じである。日本現存のものでは大倉集古館鐘（東京都港区虎ノ門 正統十一年紀銘 一四四六）は「元始天尊説北方真武妙経」などを陽鑄しており、その原所在地は未詳であるが道鐘といえる。小稿ではこのような道教関係の鐘も支那鐘としてとりあげることとする。前述の如く、支那鐘の各部位の名称についての用語は統一されていない。たとえば和鐘では乳の間、池の間各四区をもつのが通例であり、鐘銘の多くは池の間になされる。一方、支那鐘には乳はなく、従って乳の間はなく、いわゆる池の間が上段と下段にそれぞれ四区づつあることが多い。それゆえ小稿では上段池の間、下段池の間の如く和鐘の用語をふまえて記述することにする。また支那鐘は下縁部が八葉の曲線状になっている例が多く、これを称して葉と記したり稜と記したりしており、統一されてはいない。小稿では葉と称することにする。このように用語に関しては不統一であるが、現段階では仕方のないことである。小稿では①②③に分けて説明してゆくが、それ

らは概ね以下の如き内容である。

- ① 管理者名・所蔵者名ならびにその所在地を記す。支那鐘もその所在地をかえることがあり、現段階での所在地を優先する。
- ② 紀年を記す。銘文中の紀年による。
- ③ 法量を記す。原則として総高・龍頭高・下部口径をセンチメートルで示し、重量のデータのあるものはキログラムで示す。現実問題として鐘楼にかかっている鐘の客観的な測定は不可能に近い。既に測定値が発表されている場合も、小稿では概ね筆者らの測定値を優先した。龍頭高は総高から笠形頂部との差を示している。測定にあたってはパス、スコヤ、自作ハイトゲージ等を用いて実測図を作製することを意図したが、小稿では実測図は示さない。それゆえ鐘の全体の写真ならびに重要な部分の写真に掲載することにする。尚、実測図については前掲真新氏の実測図を参照されたい。
- ④ 鐘銘のほどこされている位置と陽鑄・陰刻の区別、そして銘文を記す。銘文の示し方には様々な方法があるが、小稿では一行の字数の制約もあるので、縦帯・横帯等の関係を適宜に実線で示し、各区内に銘文を録することにする。各行の字数に余裕があれば八掛紋や撞座の位置も示し、○印は撞座である。銘文の釈文にあたっては銘文の文字をなるべく生かすことに努めるが、異体字等、現在の印刷状況では活字化が難しいものもあり、これらについては適宜それに近い活字あるいは新字体で示すこ

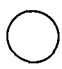
ととし、字の横に○印を付すことにする。釈文不可能な文字は□で示し、また釈文が難しい場合は？をつけたり、あるいは⑨でそれらについて記すことにする。また拓本の写真を示すこともある。尚、一般に和鐘の場合は池の間の寸法を記す場合が多いが、小稿では記さないことにする。

- ⑤ 文字、形態等の特徴について記す。
- ⑥ 日本への舶載の経緯について記す。
- ⑦ 関連文献について記す。尚、既にあげた諸文献については基本的にあげないこととする。
- ⑧ 調査年月日、同行者を記す。
- ⑨ 以上で記述できなかった補遺的事項について記す。

日本現存支那鐘銘集成稿

1 奈良国立博物館鐘 太建七年(五七五)〔図2〕

- ① 奈良国立博物館 奈良市登大路町
- ② 陳太建七年十二月九日
- ③ 総高三九・一 龍頭高七・〇 口径二一・〇 撞座中心高一五・二
- ④ 縦帯の撞座の上下にあり。陰刻。

| | | |
|---------------------------------|---|-----|
| 陳太建七年十二月九日 弟子沈文殊造 鐘一口供養起□ |  | 稱廿斤 |
|---------------------------------|---|-----|

⑤ 〈鐘〉字に〈鍾〉字を用いている。龍頭の方向と撞座の配置の

関係は和鐘のいわゆる古式に相当する。撞座は一つ。

⑥ 未詳。井上源太氏旧蔵。

⑦ 瀧邊一「六朝時代の梵鐘」(『考古学雑誌』三二ノ一 昭和十六年)、『奈良国立博物館名品図録』(昭和五四年)、鈴木勉「陳の大建七年銘鐘の陰刻銘の彫刻技法について」(『史迹と美術』六五二 平成七年)。

⑧ 平成二年二月十三日、鈴木勉氏同行。

⑨ 旧重要美術品、現重要文化財。鈴木勉氏によると〈弟子沈文殊造〉の部分は他の部分とは異り、別人の後刻のように見える。現存では世界最古の支那鐘である。



〔図2〕 奈良国立博物館鐘

2 書道博物館鐘 広徳二年(七六四) 〔図3〕

① 書道博物館 東京都台東区根岸

② 大唐広徳二年歲次甲辰十月十三日丁丑

③ 総高三六 龍頭高一・五 口径十八 重量四

④ 縦帯の撞座の上下にあり。陰刻。

惟大唐廣徳二年歲
次甲辰十月乙
丑朔十三日丁丑比丘尼嚴。
勝發。心敬造銅鐘一口重
十二斤永悉供養

⑤ 〈鐘〉字に〈鍾〉字を用いている。龍頭の方向と撞座の配置の

関係は和鐘のいわゆる古式に相当する。撞座は二つ。

⑥ 未詳。書道博物館の創設者中村不折(一八六六〜一九四三)の蒐集。

⑦ 石田肇・鈴木勉「書道博物館蔵梵鐘二題―広徳二年紀銘支那鐘と天仁三季紀銘模造朝鮮鐘―」(『史迹と美術』六五〇 平成六年)

⑧ 平成六年四月二日。同五月十四日、鈴木勉氏同行。同五月二十九日、鈴木勉氏同行。

⑨ 本鐘の存在については水野孝文氏が久保仁平氏に報じ、久保氏より報ぜられる。書道博物館の解説には、重量四kg、隸書の銘文四五字がある、とある。本鐘の調査は展示棚のガラス越しに観察し、同博物館の許可を得てライトを照し、あるいは写真撮影したにすぎない。それゆえ粗雑な観察であり、銘文も四二字を見いだしたにすぎず、釈文にも不安定な要素があり、特に「永悉供養」は判読しづらく、四行目の「 \triangleleft 」は「 \triangleleft 」にも見える。法量は概数值である。



〔図3〕 書道博物館鐘

3 長徳寺鐘 天復二年(九〇二)

〔図4〜9〕

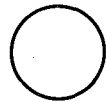
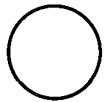
① 長徳寺 大垣市三津屋町

② 天復二年十一月廿三日 追銘あり

③ 総高一二七・〇 龍頭高二〇・〇 口径七三・二 撞座中心高四三・〇
 ④ 上段縦帯と続く池の間、そして次の縦帯にあり。陰刻。他に笠形に三ヶ所、下段池の間に一ヶ所の追銘あり。陰刻。

弟子節度左押衛充府墻池内外副指。使并都教練使銀青光祿大夫檢校尚書右僕射使持節端州諸軍事守端州刺史御史大夫上柱國利邵去天復二年十一月廿三日鑄造。鍾壹口重壹斤於。清泉禪院供養永

乞爵位高遷家眷寧謐。此時設齋慶讚。久未得題号今專差匠人周匡往鑄。字開平五年六月三日重記



都教化住持禪大徳子希普勸衆縁鑄造

笠形と下段池の間の追銘は本鐘が日本にもたらされる直前に、

釘状のものでほどこされたと推測される。笠形には、

（中華民国（横書き））

晨鐘 廿七・六・十二・高（晨鐘は横書き、他は縦書き）

怒吼 廿七・六（怒吼は横書き、他は縦書き）

とあり、下段池の間には縦書きで、

滅倭酬祖宗

除兇報千古

廿七・六・十二

□

肇 田 石

とある。

⑤ 〈鐘〉字に〈鍾〉字を用いている。撞座は四つ。

⑥ 後述の如く本鐘が日本にもたらされる折の所在地は未詳であるが、追銘から民国二十七年（一九三八）までは中国にあったことがわかる。その後の具体的な経緯は未詳であるが日本にもたらされ、昭和二十二年、大垣市大垣駅前の古道具屋から長徳寺が購入。古道具屋には梵鐘がいくつあったといわれる。

⑦ 坪井良平『梵鐘』（昭和五年）、「NHK名古屋 金曜二二時 追跡謎の梵鐘」（昭和五八年五月二十日放映 ディレクター津田正夫）、中生加康夫「空白への挑戦 梵鐘の戦争」一七（『朝日

新聞』夕刊 平成元年十二月十八日〜十二月二十七日）。

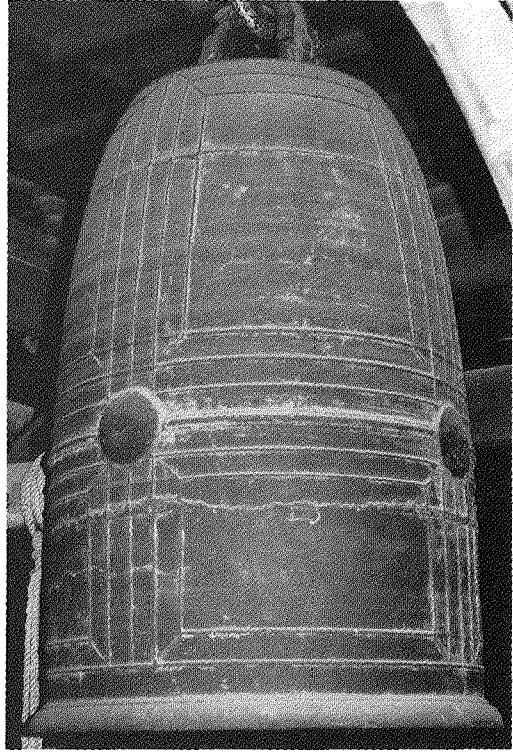
⑧ 昭和五八年八月六日、鈴木勉氏同行。平成元年十二月四日、鈴木勉氏同行。

⑨ 銘文によれば本鐘は利部なる人物が天復二年に鑄造し、清泉禅院で供養し、開平五年（九一一）に銘文を周匡に刻させたのである。利部は当時の節度使管下の部将で守端州刺史などの肩書きをもつので、清泉禅院はおそらく端州（広東省肇慶市）にあった寺院と推測される。同治『広東通志』二〇四、金石略六は「梁清泉禅院銅鐘款文存」として本鐘の鐘銘を著録しており、案語は本鐘は広州の元妙観にある、とする。各種の『肇慶府志』に玄妙観はいくつか見えるが、本鐘に該当する記述はないようである。一方、同治『番禺県志』は乾隆『番禺県志』をふまえて、番禺県（広東省番禺市、広州市の南）の菱塘北亭にある資福寺について次の記述をしている。資福寺は梁の大同年間の創建であり、天復二年、隣峰の清泉禅院が重さ千觔の鐘一口と子鐘九口を鑄造したが、天祐三年（九〇六）、鐘は子鐘とともに資福寺に飛来した。人々はこれを奇として喜捨し、寺は栄えた。元の至正年間には石碑が建てられ、今も存在している。鐘はその後、飛び去って子鐘一口を残すのみとなり、寺も衰退してしまった。と。『番禺県志』に見える清泉禅院の鐘は本鐘のことであり、興味深い話である。天祐三年に資福寺に来たということと開平五年に鐘銘を刻しただけのような関係をもつか等、いくつか

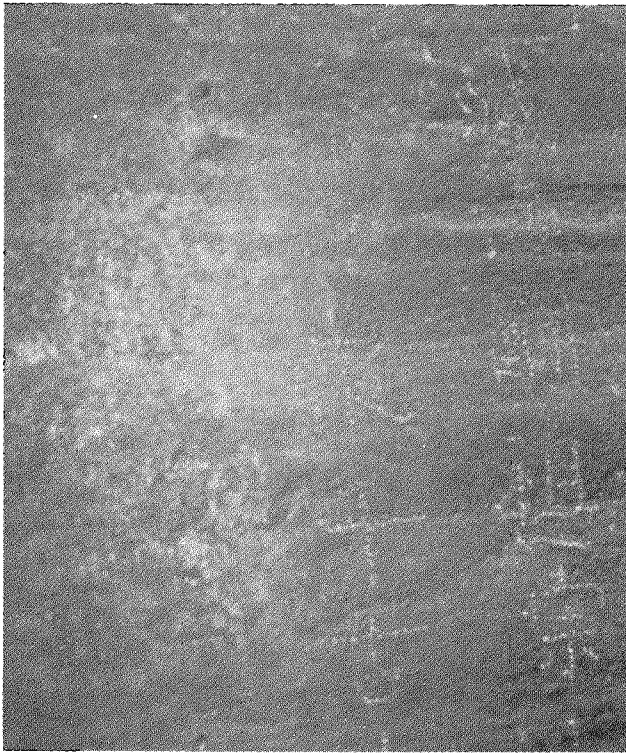
〔図5〕
鐘銘



〔図4〕
長徳寺鐘



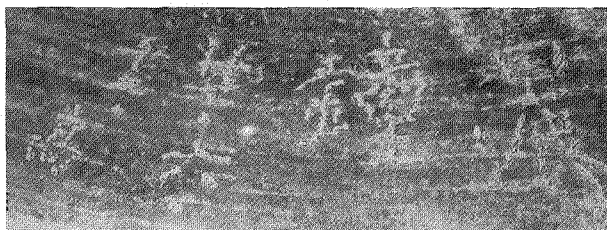
〔図6〕
追銘一



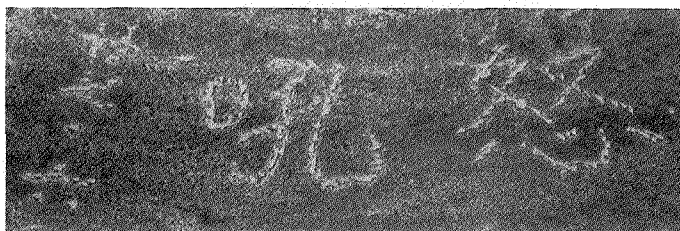
の問題があるが、ともあれ本鐘は清泉禪院から資福寺に移ったと理解され、その後、元妙観に移ったのである。光緒『広州府志』九九は『広東通志』の本鐘の記述を引いており、元妙観は広州の元妙観といえるが、具体的には未詳である。



〔図7〕 追銘II



〔図8〕 追銘III



〔図9〕 追銘IV

4 個人蔵 永樂五年（二四〇七）

〔図10〕

① 個人蔵

② 大明永樂五年

③ 総高二八・〇 龍頭高五・八 口径二〇・〇

④ 縦帯上下の計八区にそれぞれあり。陰刻。

| | | | | | | | |
|---|----|---|----|---|----|---|----|
| | 五年 | | 大明 | | 天下 | | 萬古 |
| | 製造 | | 永樂 | | 太平 | | 流芳 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

⑤ 下縁は八葉からなり、各葉に撞座状の突起あり。これら下縁・突起そして上下の池の間を区切る界線部は銀で象嵌されており、また龍頭の眼は金の象嵌である。

⑥ 未詳。骨董商より購入。

⑧ 平成六年。



〔圖10〕 個人蔵

5 個人蔵 宣徳年間（二四二六～三四）

〔図11〕

① 個人蔵

② 大明宣徳年

③ 総高一・〇 口径八・八

④ 鐘の内側に銘文あり。陽鑄。

〈銘文〉

大明

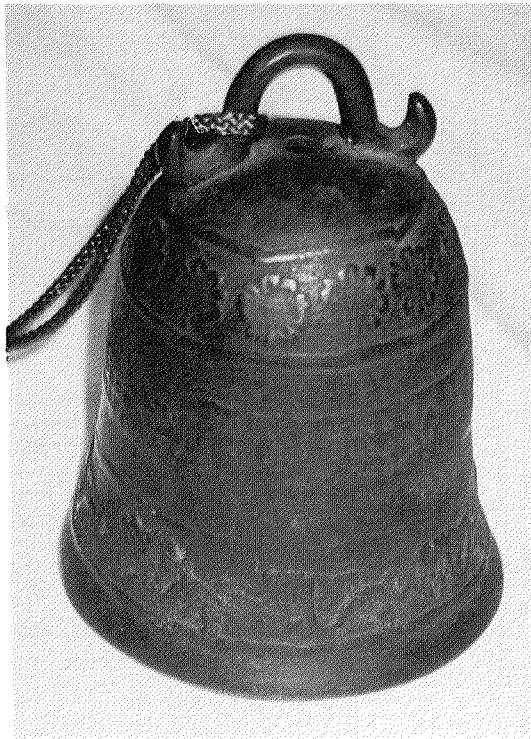
宣徳

年製

⑤ 三段の模様あり。

⑥ 未詳。骨董商より購入。

⑧ 平成六年。



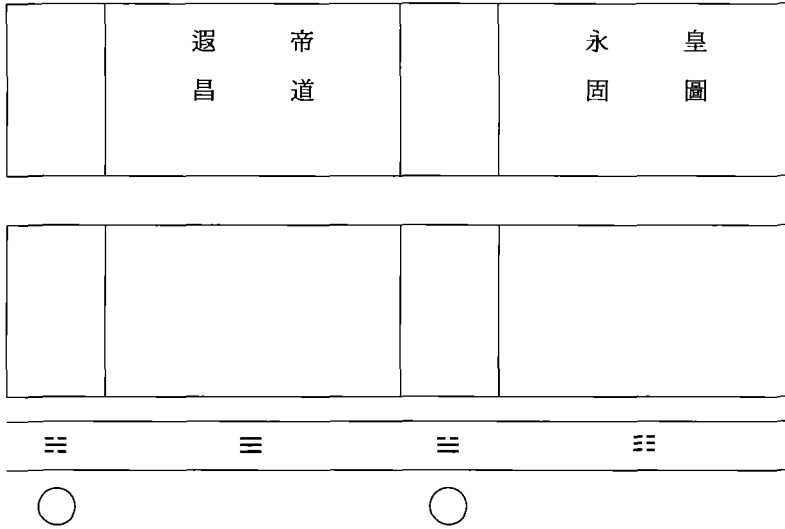
〔図11〕 個人蔵

6 発心寺鐘 正統三年（二四三八）

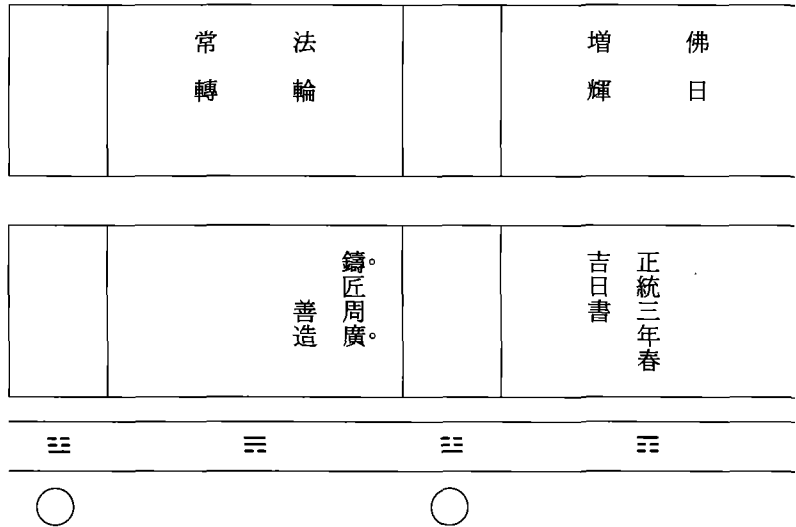
〔図12・13〕

① 発心寺 長崎市鍛冶屋町

② 正統三年春吉日

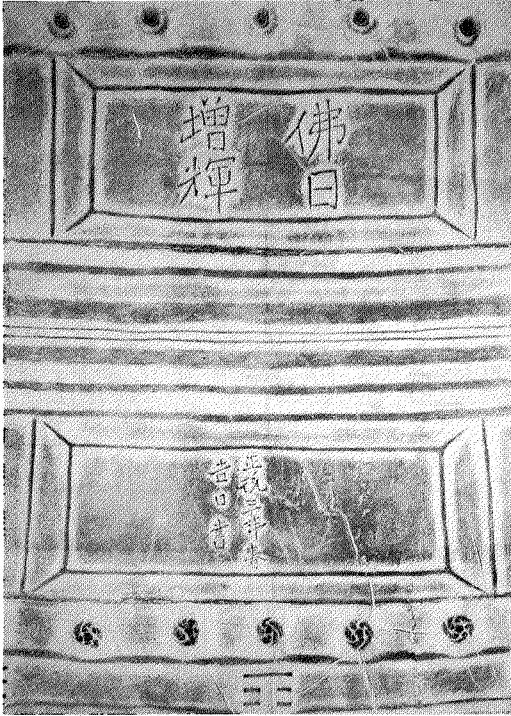


- ③ 総高一三四・五 龍頭高三五〇 口径七七・六
- ④ 上段池の間四区、下段池の間四区にあり。陽鑄。尚、下段池の間第一区、同第二区の右半分、同第三区の右四分分の銘文は削られており判読不可能。

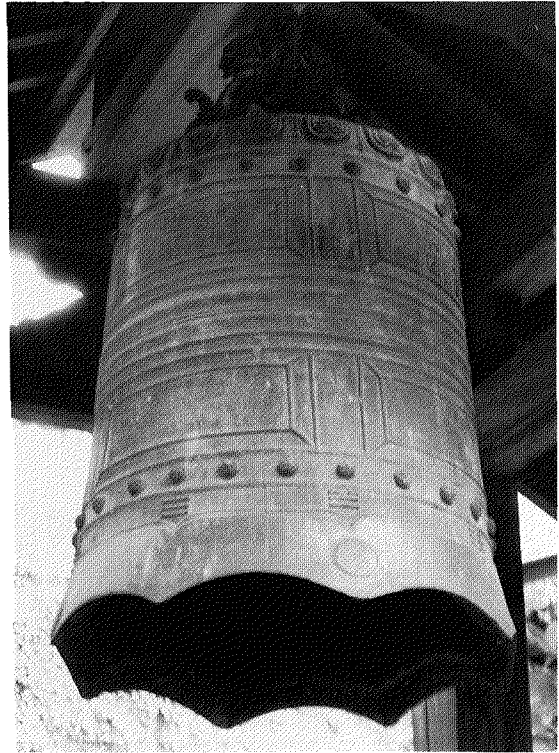


- ⑤ 下縁は八葉からなり、四葉（縦帯下部）に撞座あり。上帯に十六の蓮弁あり。龍頭は龍の子が立ちあがり玉を支える形式であり、一般の龍頭と異なる。龍頭には鉄心が入っていると推測され、笠形の内側に六つのダボがある（両足と尾の部分にあたる）。
- ⑥ 未詳。

〔図13〕 鐘銘拓本



〔図12〕 堯心寺鐘



- ⑦ 『長崎市史』地誌編仏教部上（大正十二年）
- ⑧ 平成元年十一月三日、鈴木勉氏同行。

7 大倉集古館鐘 正統十一年（一四四六）〔図14・15〕

- ① 大倉集古館 東京都港区虎ノ門

- ② 大明正統十一年九月初九日

- ③ 總高一六九・五 龍頭高二七・二 口径一一〇・三

- ④ 蓮弁上方に横書きの銘文、上段池の間四区、下段池の間四区に「元始天尊說北方真武妙經」（道藏洞真部本文類二七）と「玄天上帝百字聖号」（統道藏一一〇八）あり。上段縦帯一区に紀年、その下の下段縦帯にも銘文があるが、削られていて判読不可能。この縦帯の銘文はともに位牌型内にあり。銘文は全て陽鑄。

| 無 | 宗 | 玄 | 範 | 總 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 元始天尊說北方真武妙經。 | 仰啓玄天大聖者北方壬癸至靈神 | 金闕真尊應化身无上將軍號真武 | 威容赫奕太陰君列宿虛危分秀氣 | 雙睛掣雷伏群魔萬騎如雲威九地 |
| 寬解散生人安泰國土清平真 | 武神將與諸部衆還歸上元宮 | 中朝見天尊曰昨奉教命往下 | 方収斬妖魔仗慈尊力乃於七 | 日之内天下邪鬼並皆清蕩天 |
| 尊曰善哉汝等諸神得無勞乎 | 於是真武神將乃交乾布斗魁 | 罡激指上佐天關而作呪曰 | | |
| 清災降福不思議命一心今奉禮 | 六丁玉女左右隨八殺將軍前後衛 | 紫袍金帶佩神鋒蒼龜巨蛇捧聖足 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|------|---|---|---|---|---|--|
| 十 | 方 | 湛 | 寂。 | 真常道恢漠大 | 神 | 通 | 玉 | |
| 尔時元始天尊於龍漢元年七月十五日於八景天宮上元之殿安祥五雲之座與三十六天帝十極真人無量飛天大神玉童玉女侍衛左右一時同會鼓動法音天樂自響大眾欣然咸聽天尊說。无上至真妙法是時上元天宮東北方大震七聲天門忽開下觀世界乃有黑毒血光穢雜之炁幽幽冥冥從人間東北方直上衝 | 太陰化生水位之精虛危上應龜蛇合形周行六合威攝萬靈無幽不察無願不成劫終劫始剪伐魔精救護群品家國咸寧數中末甲妖氣流行上帝有勅吾曰降靈闡揚正法蕩邪辟兵化育黎兆協贊中興敢有小鬼欲來見形吾目一視五嶽摧傾急急如律令 | 奉禮呪曰 | 天盤結不散大眾咸驚默然不敢議問時會中有一真人名曰妙行威德充備諸天尊仰越班而出執簡長跪上白天尊曰況此境清静太陽道境何得有此黑毒之炁盤結衝上是何異因惟願天尊至聖為衆宣說。絕其 | 太初太易無象無形莫知重濁孰辨輕清吾於混沌分其昏明天得以健。地得以寧民得以養物得以萌邪得以正神得以靈三才之內萬類咸亨大朴既散仁義乃興禮樂既作妖邪斯行 | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|------------------------------|---------|-----|----|----|---|---|---|---|
| 皇 | 大 | 天 | 尊 | 玄 | 穹 | 高上 | 帝太 | 彌 | 羅 | 無 | 上 |
| 疑慮天尊告曰汝等妙行能為衆生發問是由汝當復坐静默安神吾當為說。天尊曰下元生人皆稟清静氤氳真一之形悉備三萬六千神氣扶衛其身今已陰陽數盡劫運將終魔鬼流行信從邪道不省本源諂求餘福昏迷沉亂不忠不孝不義不仁好樂邪神禱祭魔法今為六天魔鬼枉所傷害或老或少或男或女未盡天年橫被傷殺本非死期魂無可托鬼毒流盛死魂不散怨怒上衝盤結惡 | 六誼。或失四民有爭上不寬恕下不忠貞或魔或鬼或妖或精恣橫荼毒干擾生民全家疾患累歲官刑財物耗散骨肉伶仃性命枉逝灾禍相縈穢雜之氣上達天庭天尊有命令與安平有妖皆剪無鬼。不烹瘟疫之吏束首伏膺鬼。精滅喪邪魔隨傾吾有千萬力士五千萬兵天上天下從。吾降升拒吾者滅奉吾者生惡吾者辱敬吾者榮禮吾者壽非吾者斃吾有此令人鬼 | | 氣汝當省知於妙行真人與諸大衆聞是說。已心大驚怖欲請天尊威 | 威聽急急如律令 | 又呪曰 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 太 關。金 紫 渺 渺 | 境 | 真 | 玄 | 有 | 妙 | 天 |
| | 修道四十二年功成果滿。白日登天 | 能禁制遂捨家辭父母入武當山中 | 品日夜於王宮中發此誓願。父王不 | 行輔助玉帝誓斷天下妖魔救護群 | 而神靈長而勇猛不統王位。惟務修 | 三月建辰初三日午時誕於王宮生 |
| | 獲慶天下和平。時妙行真人 | 不祥過去。超生九幽。息對見存 | 轉經。衆真來降。魔精消伏。斷滅 | 功過。年命長短。可依吾教。供養 | 受人之醮。祭察人之善惡。修學 | 子庚申每月三七日。宜下人間 |
| | 與諸天帝無量飛天神王真仙 | | | | | 天尊告真武曰。自今後凡遇甲 |
| | | | | | | 除邪輔正道。氣常臻。急急如律 |
| | | | | | | 令 |
| | | | | | | 游行乾坤外。捕逆鬼。破碎魔軍 |
| | | | | | | 威震五嶽。萬靈咸鳴。鐘擊鼓 |
| | | | | | | 玉女將軍鬼。神降伏龍虎。潛奔 |
| | | | | | | 隊仗千萬。掃蕩妖氛。雷公侍從。 |
| | | | | | | 玄武靈真。騰天倒地。驅雷奔雲。 |
| | | | | | | 北方玄天杳杳。神君億千變化。 |
| | | | | | | 光暫降下方。收除魔鬼。救度衆生。拔 |
| | | | | | | 濟幽魂。去離邪橫。大衆懷疑。未敢天 |
| | | | | | | 尊告曰。不勞吾威。神此去。北方自有 |
| | | | | | | 大神將號曰真武。部衆勇猛。極能降 |
| | | | | | | 伏邪道。收斬妖魔。真人上白天尊曰 |
| | | | | | | 不審此位。神將生居天界。修何道德 |
| | | | | | | 為於神將天尊告曰。昔有淨樂國王 |
| | | | | | | 與善勝皇后夢吞日光。覺而有娠。懷 |
| | | | | | | 胎十四箇月。於開皇元年甲辰之歲 |
| | | | | | | 而神靈長而勇猛。不統王位。惟務修 |
| | | | | | | 行輔助玉帝誓斷天下妖魔。救護群 |
| | | | | | | 品日夜於王宮中發此誓願。父王不 |
| | | | | | | 能禁制。遂捨家辭父母。入武當山中 |
| | | | | | | 修道四十二年。功成果滿。白日登天 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|------------------|---|
| 光 法 落 | 廓 | 聖 | 上 | 無 | 極 | 無 | 宮 | 清 | 玉 | 微 |
| 中天下妖魔一時收。斷人鬼。分離冤 | 將六丁六甲五雷神兵。巨虬獅子毒 | 足。騰騰蛇八掛神龜部領三十萬神 | 咸驚汝宜往彼。收斷妖魔。拔濟魂。喪 | 法忽下方。黑毒怨氣。衝上天界。大衆 | 召天尊告曰。吾於上元宮中大會說。 | 鎮北方。今日何緣得親慈顏。特蒙。符 | 侍玉童馳詔。真符一道。逕往北方。召 | 鬼。救度群生。免遭橫死。日有所。益伏 | 玉帝聞其勇猛。勅鎮北方。統攝真武 | |
| 蕩魔天尊 | 玉虛。師相玄天上帝金闕。化身 | 鎮天助順真武靈應福德衍慶 | 救苦救難。三元都總管。九天遊 | 濟度群生。普為衆生。消除災障 | 混元六天傳法教主。修真悟道 | 元始天尊說。北方真武妙經。 | 得免三災。患難各各受持。稽首 | 大衆聽說。莫不歡喜。踴躍一時 | | |
| | | 仁慈正烈。協運真君。治世福神 | 奕使左天罡。北極右垣。大將軍 | 八十二化三教祖師。大慈大悲 | 天尊勅永鎮北方。奉辭而退 | 奉行真武神將。再奉 | 法利益。請於人世。救護衆生。令 | 作禮讚。歎功德。我等。今日蒙大 | | |
| | | | | | 百字聖號 | | 願大慈天尊。遂其所。請天尊。乃勅右 | 曰。如何得此神將。入於下方。收除魔 | | |
| | | | | | | | 其真武神將。其神蒙召。部領神衆。逕 | 之。位以斷天下妖邪。真人上白天尊 | | |
| | | | | | | | 到天尊前。長跪。已奉玉帝勅。命位 | | | |
| | | | | | | | 願大慈天尊。遂其所。請天尊。乃勅右 | | | |
| | | | | | | | 侍玉童馳詔。真符一道。逕往北方。召 | | | |
| | | | | | | | 其真武神將。其神蒙召。部領神衆。逕 | | | |
| | | | | | | | 到天尊前。長跪。已奉玉帝勅。命位 | | | |
| | | | | | | | 鎮北方。今日何緣得親慈顏。特蒙。符 | | | |
| | | | | | | | 召天尊告曰。吾於上元宮中大會說。 | | | |
| | | | | | | | 咸驚汝宜往彼。收斷妖魔。拔濟魂。喪 | | | |
| | | | | | | | 足。騰騰蛇八掛神龜部領三十萬神 | | | |
| | | | | | | | 將六丁六甲五雷神兵。巨虬獅子毒 | | | |
| | | | | | | | 中天下妖魔一時收。斷人鬼。分離冤 | | | |

大明正統十一年九月初九日施

⑤ 下縁は八葉からなり、撞座は四つ。八掛紋と撞座の順は池の間第一区下部から、三、三〇、三、三〇、三、三〇、三、三〇となつてゐる。上帯には二四の蓮弁あり。

⑥ 未詳。関東大震災で美術品の由来書が焼けたため由来は不明。関東大震災以前に購入。台帳番号四三、旧台帳の雑類十八。

⑧ 昭和六年一月五日、鈴木勉氏同行。平成二年七月九日、七月十一日、七月三十一日。平成六年八月十一日。

⑨ 池の間に経文が施される例は増福院（福岡県宗像市山田、正徳九年）などにも見られる。本鐘の経文の典故については松本浩一氏の教示による。尚、道蔵・統道蔵と本鐘銘文の間にはいくつかの文字の異同が見られる。以下、それらの内のいくつかを示しておくと、上段第一区一行目の経題の次に道蔵は〈仰啓呪〉が改行してある。上段第二区三行目の〈尊〉は道蔵は〈欽〉、同六行目〈惟〉は〈唯〉、同十二行目〈諂〉は〈諂〉、同十六行目〈托〉は〈託〉、上段第三区十三行目〈惟〉は〈唯〉、上段第四区五行目〈天尊〉は道蔵になし、同十四行目〈騰〉は〈騰〉、下段第一区十四行目〈回（固？）〉は判断に苦しむが道蔵は〈故〉、下段

第二区十四行目〈膺〉は〈應〉、同十四行目〈隨〉は〈推〉、同十五行目〈千〉は〈十〉、下段第三区八行目〈外〉は〈収〉、下段第四区六行目〈退〉は〈進〉、同十行目〈述〉は統道蔵は〈迷〉。



〔図14〕 大倉集古館鐘



〔図15〕 上帯と上部縦帯

本鐘は道教の經典を鐘銘としているので道鐘である。

8 大倉集古館鐘 成化元年(一四六五)〔図16〕20

- ① 大倉集古館 東京都港区虎ノ門
- ② 大明成化歲次乙酉季月日
- ③ 總高一五一・八 龍頭高三七・六 口径七七・二
- ④ 上段池の間二区にあり。陰刻。

| | | |
|---|--|---|
| | 勅賜善果寺住持文義 大明成化歲次乙酉季月日造 會首李福才 | |
| ≡ | ≡ | ○ |

大功徳主常安

趙得
印海
姚訓

≡

⑤ 下縁は八葉からなり、下帯には双魚・千輻輪・法螺・花瓶・エ
ンドレス等の吉祥紋、唐草が陽鑄・陰刻されている。八掛紋は
≡、≡、≡、≡、≡、≡、≡の順であり、≡と≡の下に撞
座がある。上帯には十六の蓮弁あり。龍頭は法心寺と同様の形
式であり、龍の子が玉を支えている。ダボ六あり。

⑥ 未詳。関東大震災で美術品の由来書が焼けたため由来は不明。
関東大震災以前に購入。台帳番号三九、旧台帳の雑類三。

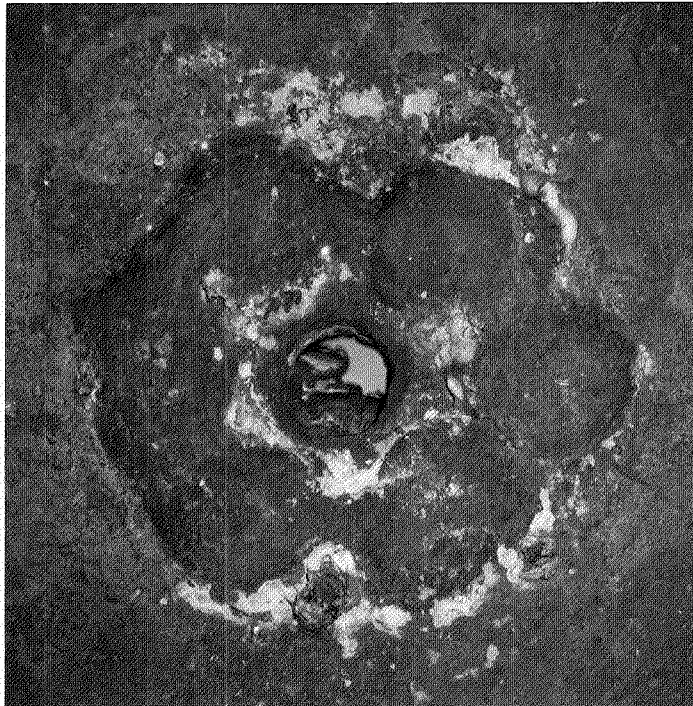


〔図16〕 大倉集古館鐘



〔図17〕 龍頭

- ⑧ 昭和六一年一月五日、鈴木勉氏同行。平成二年七月九日、七月十一日、七月三十一日。平成六年八月十一日。
- ⑨ 下帯の吉祥紋に比較すると銘文は簡略かつ粗雑である。銘文の紀年を信用してよいか疑われる。本鐘下帯の吉祥紋と同様の紋様をもつ支那鐘の報告が待たれる。



〔図18〕 グボ



〔図19〕 千輻輪



〔図20〕 双魚

註

- (1) 支那鐘という表記の仕方の問題とする向きもあるかもしれないが、和鐘・朝鮮鐘とならんで支那鐘は用語として定着している。
- (2) 坪井良平『朝鮮鐘』（昭和四九年）による。その後、正統十四年銘鐘等の発見もあって、日本現存朝鮮鐘の数は増えている。坪井良平「正統十四年銘朝鮮鐘」（『史迹と美術』四六七 昭和五一年、同『歴史考古学の研究』所収 昭和五九年）等参照。
- (3) 日本刻字協会理事初見一雄氏の教示によると、昭和五五年頃、栃木県佐野市の骨董屋の店先に有銘支那鐘があったという。
- (4) 「日本現存支那鐘二題―関東大震災弔鐘と大阪箕面寒山寺鐘 附日本現存支那鐘一覽―」（『史迹と美術』六三四 平成五年）。
- (5) 拙稿「園城寺朝鮮鐘と崇福寺鐘銘―町田久成と黎庶昌―」（『史迹と美術』五八七 昭和六三年）参照。

- (6) この記事は早稻田大学名誉教授加藤諄先生の教示による。尚、この慶安四年銘鐘は今はなく、代りに明和八年銘鐘がある。赤星直忠『鎌倉の新鐘』（鎌倉国宝館論集第七 昭和三八年）参照。
- (7) 蘇州寒山寺のいわゆる楓橋夜泊鐘が日本にもたらされ鋳つぶされたといわれる。前註（4）拙稿ならびに柴田光彦「寒山寺 鐘の由来」（『書道研究』五四 平成五年）参照。
- (8) 坪井良平「東大寺の無銘鐘」（『大和文化研究』三―三・四 昭和三十年、同『歴史考古学の研究』所収）、同『日本の梵鐘』（昭四五年）九八頁参照。
- (9) たとえば東京都目黒区下目黒の海福寺鐘（天和二年銘）や五百羅漢寺鐘（安永三年銘）など。
- (10) たとえば富山県高岡市の大仏寺鐘（旧時鐘 文化三年銘）には八掛紋がほどこされている。
- (11) 将来の経緯に関する寺伝はいづれ宗休寺鐘をとりあげる時に記すことにする。
- (12) 当時の大阪市内の某商估にあり、木崎はその拓本によった。
- (13) 中川行秀について詳しいことは未詳であるが、坪井良平「憶い出の記」（同『佚亡鐘銘図鑑』所収 昭和五二年）によると、中川は拓本の蒐集家として知られ、拓本を売って旅費にあてていたという。著書に『武蔵国金石年表』（昭和八年）がある。
- (14) 前掲註（4）拙稿参照。
- (15) この他にこの時期の報告としては天岸正男「大阪府に現存する中国鐘」（『歴史考古学』九 昭和五七年）がある。
- (16) 西村強三「梵鐘龍頭の鑄造に関する一資料―山口・興隆寺と福岡・光明寺鐘（中国明時代）―」（『九州歴史資料館研究論集』十二 昭和六二年）参照。
- (17) 拙稿「蘇東坡と鐘銘」（『書論』二十 昭和五七年）、前掲註（4）拙稿参照。
- (18) 鄭逸梅「藝林散葉」（一九八二年）二七五頁によると、杭州の諸寺の梵鐘の十の内の九は日本のもので、これらは明治維新の廢仏毀釈の折

に売り出され、中国にもたらされたものである、とある。現に杭州の岳飛廟には江戸時代の和鐘が展示されている（昭和六十年現在）。

（付記）

支那鐘の調査にあたっては所蔵者、管理者、所蔵機関の各位にお世話になった。あえて名前を列挙しないが多くの方々から示教を得た。都立太田技術専門校工業彫刻科主任鈴木勉氏には常に調査に同行してもらい、採拓・測定・撮影を手伝ってもらった。ここに記して謝意を表わしたい。

（平成六年八月二二日）

（平成六年九月十四日受理）

（追記）

最新の日本現存支那鐘一覧表は拙稿「日本現存支那鐘研究序説」（『梵鐘』創刊号 平成六年）を参照されたい。（平成七年一月四日）

（追記二）

3の長徳寺鐘⑦に、鈴木勉「10世紀以前中国鐘と奈良県長谷寺法華説相図版銘の文字彫刻技法」（『日本機械学会第六三期通常総会講演会講演概要集 No.86012』昭和六一年）を追加する。（平成七年二月六日）